

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

1 法制定の趣旨

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている。これを受け、政府は令和元年5月「プラスチック資源循環戦略」を策定し、具体化するための施策について、令和3年1月に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」と題した意見具申を受けたところである。

本法律は、この意見具申にのっとり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるものである。

2 市町村に係る主な規定内容

(1) 地方公共団体の責務

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 市町村の分別収集及び再商品化

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努めることとされている。

- ・ 分別の基準の策定
- ・ 当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置

(3) プラスチック資源として一括回収

市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化が可能となる。

(4) 中間処理工程の一体化・合理化

市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することが可能となる。

3 その他

(1) 事業者及び消費者の責務

事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、再資源化等を行うよう努めなければならない。

消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別し排出するよう努めなければならない。

(2) 特定プラスチック使用製品の合理化

国は、使い捨てプラスチック使用製品の提供事業者が取り組むべき事項に関して判断基準を策定の上、必要な指導及び助言することができる。

4 法律の施行等

法律の施行は、令和4年4月1日を予定しており、現在、国においては、法の施行に必要な政省令、基本方針の策定に向けて、作業を進めている。

本市においては、これらの動向を注視しながら、プラスチックの分別収集について研究していくこととしている。